

**eLTAX へのアクセス集中に伴う、
法人事業税、地方法人特別税、法人都民税、
事業所税(特別区)、固定資産税(償却資産・特別区)の
申告書の対応について
(平成 29 年 2 月 1 日更新)**

1 月末の e L T A X へのアクセス集中により、申告書を期限内に送信できない事態が生じました。

これに伴い、東京都では、平成 29 年 2 月 1 日から 2 月 3 日に受け付けた申告（紙による提出分を含む）については、平成 29 年 1 月 31 日に申告書の提出があったものとして取り扱うことといたします。

この取扱いは、今回に限り特別に行うものです。

不明な点は、お手数ですが、所管の都税事務所へお問い合わせください。

平成 29 年 2 月 1 日 東京都主税局